

佐 本 備 二 発 第 9 3 号
佐 本 地 発 第 6 2 号
令 和 3 年 4 月 1 日

関 係 各 所 属 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
緊急事態対策係	

警 備 部 長
生 活 安 全 部 長

**周辺海域において油等流出事故が発生した場合における迅速かつ的確
な警察措置の実施等について（通達）**

日本の周辺海域において、油、有害液体物質、危険物その他の物質の流出事故（以下「油等流出事故」という。）が発生した場合の警察措置については、「周辺海域において油等汚染事件が発生した場合における迅速かつ的確な警察措置の実施等について（通達）」（令和2年1月24日付け佐本地発第17号ほか。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところである。

油等流出事故への対応業務については、本日付けで警備部門に移管され、これに伴う同事故発生時の警察措置については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 油等流出事故の発生に備えた平時の措置

(1) 関係機関との連絡体制の確立

平素から海上保安庁及び消防を始めとする関係機関、地方公共団体等と緊密な連絡体制を確立し、相互の協力体制の整備を図ること。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

油等流出事故発生時における情報収集を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、情報収集・連絡体制を整備すること。

(3) 装備資機材の点検・整備

管轄区域内において油等流出事故が発生した場合に活用可能な装備資機材について、平素から点検・整備に努めること。

(4) 訓練への参画

海上保安庁及び消防を始めとする関係機関、地方公共団体等との連携を強化するため、油等流出事故を想定した訓練への参画に努めること。

2 油等流出事故の発生時の措置

(1) 対応体制の確立

情報収集、関係機関との調整等を実施するための対応体制を早期に確立すること。

(2) 情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等について情報収集を行うこと。また、関連する通報内容の集約・整理を行うこと。

なお、情報収集に当たっては、火災・爆発、ガス中毒等の二次被害の可能性も踏まえ、流出した物質の種類及び性状、拡散状況等の把握に努めること。

(3) 捜索・救助

多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じていると認められる場合には、油等流出事故の発生地点等に応じ、関係機関と連携しつつ、警察用航空機、警察用船舶等を活用して迅速な捜索・救助を実施すること。

(4) 避難誘導等

沿岸域で大規模な油等流出事故が発生した場合等において、地域住民等の避難が行われることとなるときは、関係機関と緊密に連携し、必要に応じ、地域住民等の避難誘導その他所要の警察措置を実施すること。

なお、汚染の原因物質として引火性や毒性を有するものが排出された可能性がある場合には、火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、火気の使用制限の指示・広報等の危険防止のための所要の措置を講じること。

(5) 警戒監視

関係機関と連携し、警察用航空機、警察用船舶等を活用した情報収集や沿岸における警ら活動を通じ、油等流出事故に伴う漂着物の状況を把握するなど、必要な警戒監視を行うこと。

(6) 応急対策

関係行政機関等から要請があった場合等においては、必要に応じ、危険防止の観点から、油等流出事故に伴う排出物質の防除の実施に関し、所要の協力を行うこと。

この際、油等流出事故に伴う排出物質の直近で活動することとなる警察職員には、排出物質の特性に応じた保護具を着装させるなど、警察職員の安全確保を徹底すること。

(7) 報告連絡

油等流出事故又はそのおそれのある事案を認知した場合、警察本部警備第二課及び地域課に必要な報告連絡を直ちに行うこと。

3 その他

「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について」（海上保安庁策定。平成18年12月8日付け閣議決定）を添付する。

なお、当該閣議決定の文書中にある「汚染事件」の文言について、本通達においては、これを「流出事故」に読み替えて表記している。